

極上の会津プロジェクト協議会旅行商品造成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、極上の会津プロジェクト協議会（以下「協議会」という。）が会津地域の観光振興による経済の活性化を図るため、会津地域内を周遊する募集型企画旅行商品を造成する旅行者に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、旅行業法第3条に基づく登録を受けている旅行者とする。

(補助区分および補助要件)

第3条 補助金の区分は次の各号のとおりとし、補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）はすべての要件を満たすこととする。ただし、国や都道府県、市町村等からの業務の委託により造成する旅行商品は対象外とする。

(1) 重点期間枠

- ア 令和4年6月1日から令和4年9月30日の間に実施するもの
- イ 女性またはファミリー層をターゲットとしたテーマ性のあるもの
- ウ 会津地域内の複数の自治体の観光施設等に立ち寄るもの
- エ 観光が主たる目的で、募集人員が10名以上のもの

(2) JR只見線枠

- ア 令和4年10月1日から令和5年3月26日の間に実施するもの
- イ 女性またはファミリー層をターゲットとしたテーマ性のあるもの
- ウ JR只見線に乗車し、会津地域内の複数の自治体の観光施設等に立ち寄るもの
- エ 観光が主たる目的で、募集人員が10名以上のもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、旅行商品の造成に係る広告料（紙、WEB媒体）および借上料（鉄道、バス、タクシー等）とする。

(補助金額および補助限度額)

第5条 補助金額は、補助対象経費の1/2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、補助金額は50,000円を上限とする。
2 補助対象事業の募集人員が20名を超える場合には、前項の上限額に50,000円を加算する。

(補助率の引き上げ)

第6条 会津地域に営業所を置く補助事業者は、補助率を2/3に引き上げるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、極上の会津プロジェクト協議会旅行商品造成支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、極上の会津プロジェクト協議会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 旅行行程表・企画書等(旅行行程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件等に関する内容が記載されたもの)
- (2) 募集チラシ・パンフレット案等
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 会長は、前条の交付申請書等を審査し、適当と認めたときは交付決定通知により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(変更の承認・中止等)

第9条 事業内容に変更が生じる場合または中止する場合は、極上の会津プロジェクト協議会旅行商品造成支援補助金変更(中止)承認申請書(第2号様式)を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、会長が認める軽微な変更はこの限りではない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、極上の会津プロジェクト協議会旅行商品造成支援補助金実績報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業が完了した日から30日以内または補助金の交付決定があった日の属する年度末のいずれか早い日までに、会長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実施の様子が分かる写真
- (2) 販売・集客の方法が確認できる書類
- (3) 領収書または支払いを証明する書類(写)
- (4) その他会長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 会長は、前条の実績報告等を審査し、補助要件を満たすと認められるときには、補助金額を確定し、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに極上の会津プロジェクト協議会旅行商品造成支援補助金交付請求書(第4号様式)を会長に提出しなければならない

(交付決定の取消等)

第13条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象補助事業を中止したとき
- (2) 本要綱に違反したとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 虚偽の申請その他不正行為によって交付決定を受けたとき

(補助金の返還)

第14条 会長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

(会計帳簿等の整理等)

第15条 補助事業者は、事業費の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。